

○あかびら市立病院訪問看護ステーションえなが 虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

あかびら市立病院訪問看護ステーションえなが（以下「事業所」という。）では、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に務めるとともに、事業所における高齢者虐待を防止するために、職員に対する研修を実施する。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（2）性的虐待

利用者にいせつな行為をすること。または利用者にいせつな行為をさせること。

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）ネグレクト（放棄・放任）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、（1）から（3）までに掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。または利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する責任者を定める等必要な措置を講ずる。

（1）委員会の委員長は、管理者とする。

（2）委員会の委員は、事業所内の看護師長、あかびら市立病院の医療安全管理者および医事課職員とする。

（3）委員会は、年1回以上開催することとし、虐待が発生した場合等委員長が必要と認めた場合、適宜開催する。

（4）委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること

- ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待等について職員が報告、相談できる体制整備に関すること。
- ⑤ 虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑥ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑦ 虐待の原因分析と再発防止に関すること
- ⑧ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修

虐待の防止、早期発見及び発生時の速やかな対応を行うため、年1回以上の研修を実施することとし、本指針に基づき、虐待に関する基礎的内容等の適切な知識を普及及び啓発するとともに、権利擁護及び虐待防止の徹底を図るものとする。また、研修の実施内容については、研修資料及び出席者等を記録し、保管する。

5. 虐待等が発生した場合の対応

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に務める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。さらに、緊急性が高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

利用者、利用者の家族または職員等から虐待の通報を受けた場合、または虐待が疑われる事案が発生した場合は、本指針に従って対応するほか、速やかに委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、再発防止策等について協議することとする。また、職員は利用者、利用者の家族または職員等と日頃からコミュニケーションの確保を図ることで、虐待の早期発見に努める。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情や相談が生じた場合、苦情受付者は誠意をもって対応するとともに、受け付けた内容を管理者に報告するものとし、必要に応じて市町村に報告する。なお、受け付けた内容は、個人情報情報の取扱に十分留意のうえ、相談者に不利益が生じないよう、細心の注意を払って対処する。

8. 本指針の閲覧

本指針は、利用者及び利用者の家族の求めに応じていつでも閲覧できるようにするとともに、事業所ホームページにも公表する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。